

名称等	官製談合再発防止特別研修の実施について
担当	財務部 総務課
	直通 055-934-4713 内線 2371

## 1 内容

沼津市不祥事再発防止対策本部会議の下部組織として設置された契約制度検証部会において、入札契約事務に係るすべての職員を対象に、官製談合再発防止特別研修を実施します。

## 2 目的

発注機関として入札談合の未然防止に関する知識や関連する法制度を理解するとともに、日々の業務で作成する設計書の重要性について改めて認識することにより、入札談合の排除や未然防止を徹底する。

## 3 研修の概要

### (1) 幹部職研修

- ① 対象職員 課長級以上及び再任用職員 約130名
- ② 講師 公正取引委員会派遣講師
- ③ 内容

入札談合等関与行為防止法等の法制度の理解とOB職員などとの対応方法

○入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）、独占禁止法の説明

法律の基礎的知識（官製談合となりうる事例、刑罰の内容）や過去の事例を紹介することで、入札談合等関与行為等の法令違反に繋がる行為を認識する。

○官製談合の防止に向けた提言の紹介

入札談合等関与行為の未然防止を図る上で、効果的な取組及び事業者・OB等の外部からの不正な働きかけに対する対策等の提言を紹介し、入札談合等関与行為等の防止に向けた取組等を実務において実施するよう努める。

- ④ 日時 令和2年1月21日（火）  
第1回：13：00～14：30、第2回：15：00～16：30
- ⑤ 会場 沼津市水道部庁舎 3階 大会議室

## (2) 中堅職研修

- ① 対象職員 課長補佐級及び係長級職員 約270名
- ② 講師 (元)国分寺市副市長 樋口満雄(ひぐちみちお)氏
- ③ 内容

建設業界の現状と入札・契約制度適正化の経緯、法令順守の徹底

○入札談合等関与行為防止法(官製談合防止法)、独占禁止法の説明

法律の基礎的知識(官製談合となりうる事例、刑罰の内容)や過去の事例を紹介することで、情報漏洩に繋がる行為を認識する。

○入札における設計書の位置づけ

今回は設計書の金額を知りうる立場の職員による不正行為であったことから、入札における設計書について、改めてその重要性を認識する。

○建設業者など利害関係者との節度ある対応

利害関係者との対応について正しく認識する。また、建設業界の現状と入札・契約制度適正化の経緯についても理解する。

- ④ 日時 令和元年12月16日(月)  
第1回: 10:00~11:30、第2回: 13:00~14:30、  
第3回: 15:00~16:30
- ⑤ 会場 沼津市水道部庁舎 3階 大会議室

## (3) 実務担当者研修

- ① 対象職員 約580名
- ② 講師 総務課契約係職員
- ③ 内容

入札契約制度における設計価格、予定価格等の理解と情報管理の徹底

○設計価格、予定価格等の情報管理の徹底

入札契約制度において、日々業務のひとつに位置づけられている設計価格や予定価格などの業務上知り得る情報は、重大かつ重要であることを再度認識し、不正を防止する。

○入札談合等関与行為防止法(官製談合防止法)に抵触する行為の説明

法律に抵触する事例を説明することで、情報漏洩に繋がる行為を認識する。

- ④ 日時 令和元年12月5日(木)  
第1回: 9:30~10:30、第2回: 11:00~12:00  
12月6日(金)  
第3回: 13:30~14:30、第4回: 15:00~16:00  
12月17日(火)  
第5回: 9:30~10:30、第6回: 11:00~12:00  
12月18日(水)  
第7回: 13:30~14:30、第8回: 15:00~16:00
- ⑤ 会場 沼津市水道部庁舎 3階 大会議室

※研修内容は、講師との打ち合わせにより、変更する場合があります。